山形県立保健医療大学 大学機関別認証評価専門部会設置要綱

制 定 令和4年5月2日

(目的及び設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項の規定に基づき、一般財団法人大学教育質保証・評価センター(以下「認証評価機関」という。)が行う大学機関別認証評価(以下「認証評価」という。)に適切に対応するため、評価委員会の下に「山形県立保健医療大学大学機関別認証評価専門部会」(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 認証評価に関する情報の収集・分析に関すること
 - (2) 認証評価機関が実施する研修会、説明会の受講に関すること
 - (3) 認証評価受審計画の作成、評価資料の収集・整理に関すること
 - (4) 点検評価ポートフォリオの作成に関すること
 - (5) 実地調査への対応に関すること
 - (6) 評価結果への対応に関すること
 - (7) その他認証評価の受審に関し必要なこと

(組 織)

- 第3条 専門部会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 理事長が指名する部会長 1名
 - (2) 理事長が指名する部会長代理 1名
 - (3) 各学科長が推薦し、理事長が委嘱する委員 6名程度
 - (4) 事務局長が指名する事務局員 3名程度

(会議)

- 第4条 専門部会は、部会長が必要に応じ招集し、部会長が議長となる。
 - 2 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第5条 部会長は、必要に応じて、認証評価に関する識見を有する者の中からアドバイザーを選任 し、意見を聴取することができる。

(事務局)

- 第6条 専門部会に、庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。
- 2 事務局は、総務課に置き、事務局長は総務課長とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。